平成２４年（フ）第１００号
広島県福山市駅家町大字中島1144番地12
債務者　松本　　泰
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　学
4　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月14日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０１号
広島県福山市駅家町大字中島1176番地３
債務者　松本　　一
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　学
4　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第９４３号
神奈川県秦野市萩が丘４番23号　落合ハイツ101号
債務者　城田　修一
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　　薫
4　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月４日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２号
静岡県富士宮市杉田1164番地の16、前住所静岡県富士市鮫島354番地の２
債務者　豊村　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石野　　弘
4　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３９９号
京都府宇治市槇島町落合43番地の10　グリーンタウン槇島205棟206号
債務者　川村化粧品店こと　川村　弘三
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
埼玉県川越市大字木野目498番地10、前住所埼玉県川越市大字木野目331番地14
債務者　久田　土雄
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５００号
埼玉県上尾市上町１丁目２番10号　1003
債務者　吉田　了二
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
長崎県大村市松山町625―１　松崎マンション202、住民票上の住所長崎県南島原市西有家町長野319番地第１
債務者　安達　静美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西井　秀和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
仙台市宮城野区萩野町３丁目17番地の２　第１コーポ飯田102、従前の住所仙台市宮城野区宮城野３丁目６番15―311号
債務者　櫻井　　修
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
仙台市太白区郡山１丁目８番30―1402号
債務者　高清水恵利子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
仙台市太白区太白２丁目20番７―308号
債務者　小野寺義則
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
神戸市東灘区御影石町２丁目１番２号　パーソナルハイツ御影Ⅱ301号
債務者　網野　純一
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５６号
岡山市南区片岡2184番地
債務者　沼田　光久
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　朝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１７４号
広島市安佐南区八木６丁目６番14―202号、申立時の住所広島県東広島市黒瀬町楢原60番地134
債務者　中本　勝巳
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５２号
広島市西区庚午南１丁目２番28―613号　庚午ハイツ
債務者　江森　垣也
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大松　洋二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第３８号
岐阜県大垣市荒尾町1397番地　エスポアソールＡ202号室、住民票上の住所岐阜県大垣市三津屋町１丁目18番地１　カレッジナカムラ203
債務者　安藤　篤優
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係